

奈良市公告

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則（昭和 40 年奈良市規則第 43 号）第 2 条の規定により公告します。

令和 8 年 4 月 2 日

奈良市長 仲川 元庸

「令和 8 年度奈良市里親支援事業委託」にかかる一般競争入札については、奈良市契約規則及び関係法令に定めるもののほか、本入札説明書によるものとし、入札を希望する企業及び団体（以下「事業者」という）は、熟読の上入札すること。

1. 入札概要

イベント	本書 該当項番	日時
公告日	-	4 月 2 日
ホームページ公開期間	-	4 月 2 日から 4 月 15 日まで
入札参加申請	6	4 月 2 日から 4 月 15 日まで ※土、日、祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く）
入札参加承認通知日	8	4 月 20 日
質問の受付期間	7	4 月 2 日から 4 月 8 日午後 3 時まで
質問の回答日 ※公開先：奈良市公式 HP [https://www.city.nara.lg.jp/]	7	4 月 13 日
入札及び開札の日時	10	4 月 28 日 午後 3 時 30 分

2. 業務概要

児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては、児童が家庭と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、奈良市において里親委託を

推進するため、質の高い里親養育体制を確立し、もって児童の福祉の増進を行う。

3. 入札に付する事項

- (1) 業務名 令和 8 年度奈良市里親支援事業委託
- (2) 仕様 別紙仕様書のとおり
- (3) 業務期間 令和 8 年 5 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4. 入札参加資格

令和 8 年度において本市が発注する委託等の契約に係る競争入札参加資格者で、公告日において、次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税及び奈良市税を滞納していないこと。
- (3) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く）。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (6) 公告日を基準に過去 2 年間に本市または他の官公庁（公社、公団を含む。）において、本事業と同規模の契約実績を 2 回以上有すること。

5. 入札保証金に関する事項

入札保証金は免除する。

6. 入札参加申請

(1) 提出書類

ア （様式第 1 号）一般競争入札参加申請書

※「一般競争入札参加資格審査結果通知書」郵送用の返信用封筒（切手付き）を添付すること

イ 「（様式第 2 号）業務実績調書」及び過去 2 年間に本市または他の官公庁（公社、公団を含む。）において、本事業と同規模の契約実績が確認できる書類（契約書、仕様書等の写し）

※業務実績調書と実績を確認する書類の内容は一致させること。

(2) 入札参加申請方法

「1. 入札概要」に記載の期間に、事前に連絡の上、「14. 問い合わせ先」に記載の場所に(1)の書類を持参すること。

7. 質問の受付

仕様書等に関して質疑がある場合は、「(様式第3号) 質問書」に質疑内容を記入のうえ、電子メールにて提出すること。ただし、入札後に不知または不明を理由とする異議を申し立てることはできない。

(1) 提出期間

「1. 入札概要」に記載の期間

(2) 質問方法

メールにて必要事項を明記のうえ、質問書を添付ファイルとして送信し、電話にて到達確認の連絡を行うこと。

(ア) メール件名

「令和8年度奈良市里親支援事業委託仕様書_事業者名」

(イ) 必要事項

商号又は名称、担当者、電話番号、メールアドレス

(ウ) 質問様式

質問書(様式第3号)

(エ) あて先

メールアドレス : kodomoanshin@city.nara.lg.jp

(3) 質問回答

「1. 入札概要」に記載のとおり

8. 入札参加承認

入札参加申請を行った者のうち、入札参加承認の可否は、「1. 入札概要」に記載の日時までに通知する。通知は「(様式第1号) 一般競争入札参加申請書」に記載されたメールアドレスに送信し、原本(公印を押印したもの)については後日郵送する。入札参加決定通知後において入札参加不適合要件が判明した場合は、入札参加できない。

9. 入札に関する事項

- (1) この入札は、奈良市契約規則及び法令に定めるものの他、この条件の定めるところによる。
- (2) 入札の方法は持参入札とする。「(様式第4号) 入札書」に金額を記載し、封筒に入れて封印し、封筒中央に「入札書」の文字、封筒裏面に事業者名を記入すること。
- (3) 代理入札の場合は、年間を通じて委任されている者以外の者は、入札執行前に必ず「(様式第5号) 委任状」を提出すること。提出のない場合は、入札できないものと

する。

- (4) 入札者でなければ、入札の執行場所に立ち入ることができない。
- (5) 入札者の不正行為その他の理由により、この入札を執行することが不適當であると認めるときは、執行をとりやめる。また、入札執行後においても、落札決定を保留し、入札を取り消す場合がある。
- (6) 入札の参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (7) 奈良市契約規則第 10 条の規定により設定された予定価格の範囲内であって、最低の価格の入札者をもって落札者とする。落札者となるべき同一の価格の入札者が 2 名以上あるときは、直ちに「くじ」で決定する。また、予定価格に達した価格の入札がない場合は、直ちに再入札を行う。再度入札は 1 回を限度とする。
- (8) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。契約希望金額は業務に係るすべての費用を含むものとする。
- (9) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。
- (10) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア 入札に参加する資格のない者のした入札
 - イ 委任状を持参しない代理人等による入札（年間を通じて委任されている者を除く。）
 - ウ 入札書に記名押印のない入札
 - エ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
 - オ 同一の入札参加者が 2 通以上の入札書を提出した入札
 - カ 入札金額を訂正した入札
 - キ 入札書に業務名のない、又は間違いのある入札
 - ク 入札書の日付が入開札日でない入札
 - ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札

10. 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札の日時 「1. 入札概要」に記載の日時
- (2) 開札の日時 入札締切り後、直ちに開札
- (3) 入札及び開札の場所 奈良市役所中央棟 3 階 入札室

11. 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加資格等に関して虚偽の申請を行った者が提出した入札書は無効とし、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

(2) 入札参加者が本件入札に関して要した費用は全て当該入札参加者が負担する。

12. 落札者の決定に関する事項

奈良市契約規則第10条の規定により設定された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

13. その他

(1) 上記に定めのないものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令並びに奈良市契約規則によるものとする。

(2) 入札資料の取り扱い

本入札資料を通じて知りえた情報は、本入札参加以外の目的では使用しないこと。

(3) 提出書類の取り扱い

提出された書類は返却しない。また、提出書類は本入札にのみ使用し、他の目的には使用しない。

(4) 辞退

「一般競争入札参加申請書」を提出した者で、本入札に参加しないことになった場合は、入札書等の提出期限までに、「(様式第6号) 入札辞退届」を提出すること。

14. 問い合わせ先

奈良市 子ども未来部 子ども安心課（担当：里親推進係）

住所：奈良市柏木町263番地の2

電話番号：0742-93-6595

メールアドレス：kodomoshin@city.nara.lg.jp